水銀条約にかかわる各国政府への要請書

2013年10月7日

水俣病事件が公式に確認されてから、57年。水俣病被害者が1972年のストックホルムでの国連人間環境会議に参加し、「水俣病の悲劇を繰り返すな」とアピールを発してから41年が経過します。私たちはようやく水銀規制の条約が結ばれ、水銀削減の世界的枠組みがスタートすることに期待を持っていますが、この条約で直ちに水銀汚染がなくならないことも事実です。この条約の策定に努力された多くの方々に深く感謝するとともに、各国政府は是非、この条約が水銀削減により効果あるものとなるよう以下のことを要請します。

- 1、 水銀条約の早期の批准、受託、承認をおこなってください。 この条約は「50 か国の批准、受託、承認の日から 90 日後に発効されなければならない。」とあります。速やかな批准等の手続きをお願いします。
- 2、水俣病の教訓を踏まえた水銀汚染のない社会の確立 水俣病事件は公式確認から 57 年を迎えますが、未だ被害の全容解明も被害者の救済、 汚染サイトの浄化も十分にはなされていません。この被害の事実を過小評価すること なく、その負の教訓を生かして、2 度と水銀による健康被害を起こすことのない対策 を直ちに講じてください。
- 3、 具体的項目の再検証と水銀規制の強化 条約の各条項には、遵守義務のない自主的条項が多く、責任と義務が明確にされていません。水銀による被害を過小評価することなく、今後の議論を通じて、水銀規制を強化してください。
- 4、 可及的速やかに水銀採掘を停止し、あらゆる使用を停止し、リサイクルや輸出するのでなく、速やかに回収し、安全な長期保管体制を確立してください。そして、各国での水銀削減プログラムの策定してください。
- 5、 汚染サイトの浄化 水俣湾を始めとして、水銀汚染によって汚染を受けたサイトは各国に点在します。そ の浄化と汚染拡大防止のための措置を講じてください。

水俣から水銀条約を問う会 代表 坂本しのぶ

連絡先:熊本県水俣市南福寺 108

TEL/FAX 0966-63-8779 Email;ezg01444@nifty.com